

第12次労働災害防止計画（案）骨子（建設業）

1. 計画の目標（全体目標）

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ①死亡災害の撲滅をめざし、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者を29年度までに15%以上減少させる。
- ②平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の労働災害による死傷者数を29年度までに15%以上減少させる。

2. 社会の変化と安全衛生施策の方向性

- ①サービス産業の拡大により産業構造が変化し、昭和45年には全雇用者の43.8%を占めていた製造業と建設業の雇用数の割合が、平成22年には25.6%まで減少している。
- ②労働災害全体に占める製造業と建設業の占める割合は、昭和51年の66.7%から平成23年には41.3%までに減少した。
- ③重篤な災害に着目すると、製造業や建設業は依然として重要な業種といえる。また、労働災害全体に占める割合が低下したとはいえ、死亡災害に限れば依然として製造業と建設業で過半数を占めている。建設業は、昭和51年の43.4%から平成23年には33.4%に減少しているが、依然として単独で三分の一を占めている。
- ④障害の残るような災害を含む重篤な災害を防止するためには、今後も製造業や建設業に対して重点をしぼった取り組みが必要な状況にある。
- ⑤平成20年9月のリーマンショックと、平成23年3月に発生した東日本大震災は国内の経済活動に甚大な影響を及ぼした。
- ⑥リーマンショック、東日本大震災後の労働災害の増減要因を見てみると、リーマンショックの影響がもっとも顕著だった平成21年は、いずれの業種でも軒並み労働災害は減少したが、建設業においては23年以降増加している。
- ⑦建設業における労働災害の増加の背景には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事の本格化が考えられる。
- ⑧建設業では、長期的な需要減少により技能労働者が減少傾向にあったが、東日本大震災後に建設復興需要が急増したため、全国的な人材不足等が生じ、人材の質の維持や現場管理に支障をきたすこと等によって、労働災害増加が懸念される。
- ⑨東京電力福島第一原子力発電所内の原子炉廃止に向けた作業や、除染作業等これまで経験したことがない作業が発生しており、厳しい環境下での作業による災害の発生も懸念される。
- ⑩雇用形態の変化により、非正規労働者の増加と外部委託が、広がり労働者全体に占

める非正規労働者の割合は、1990年代までは20%程度が平成22年時点では34.3%までに増加している。

- ⑪非正規労働者の業種別構成比を見てみると、8割以上が第3次産業に集中している。なお、建設業においては3.2%となっている。
- ⑫社会情勢の変化に伴い、労働者の3人に1人以上が非正規労働者となり、現行の労働安全法令が労働現場の実態に合ったものとなっているかどうかを含め改めて点検する必要がある。
- ⑬労働安全衛生法では、建設業は、最も先次にある事業者である元請事業者も一定の役割を担う制度が導入されているが、外部委託が広がる中で、安全衛生法上の措置義務者や、受注者の安全衛生対策に必要な経費の確保など、発注者が担うべき責任のあり方について改めた検討する必要がある。
- ⑭少子高齢化が進み、これまで以上に労働者に占める高齢者の割合は高くなることが見込まれるため、これからの労働災害の取り組みは、これら、高齢化によるリスクの増大も懸念にのいたものとしていく必要がある。
- ⑮社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえ以下の6つを重点施策とする。
 - (1) 労働災害、業務上疾病発生状況に合わせた対策の強化
 - (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協同による労働災害防止の取り組み
 - (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
 - (4) 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策促進
 - (5) 発注者、製造者、施設等の管理者による取り組み強化
 - (6) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

3. 労働災害を減少させるための重点業種対策（建設業）

- ①重篤な災害を防止するという観点から、死亡災害の3割近くを占める「墜落・転落災害」、15%を占める「挟まれ・巻き込まれ災害」の防止対策を徹底させる必要がある。
- ②墜落・転落災害は、半数以上が建設業で発生しており、これらの災害は死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害の残る可能性が高い災害であるため、重篤な災害の防止に着目した取り組みが必要である。
- ③建設業は平成23年以降労働災害が増加する傾向がある。この背景には東日本大震災復旧・復興に向けた各種工事が本格化していることの影響が考えられ、被災地の建設復興需要が急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足し、この結果全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念される。
- ④今後インフラの老朽化等による増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策や

アスベスト暴露対策も重要な課題である。

4. 建設業における計画目標

平成24年と比較して、平成29年までに、労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。

5. 講ずべき対策

建設業では「墜落・転落災害」に着目した対策を講ずる。特に、平成23年以降労働災害が増加傾向にあり、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことにより、全国的に労働災害の増加が懸念されるため、こうした状況を踏まえた対策にも取り組む。

墜落・転落災害防止対策

①様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は約15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落が約4割を占めるため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、労働安全衛生総合研究所と協力して、はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止を推進するための機材、手法を開発し、普及させる。

②ハーネス型安全帯の普及

一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下でハーネス型の安全帯を義務づける等、墜落時における衝撃が少ない安全帯を普及させる。

震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

①建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込む等、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へ、その経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また、官公庁発注の公共工事において同様の取り組みが取られるよう広く要請する。

特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

②建設現場の統括安全衛生管理の徹底

新規に建設業に就労する者（新規入場者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

解体工事の安全対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

①アスベストばく露防止対策

アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストばく露や飛散の防止を徹底するとともに、環境省、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届け出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には適正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

②解体工事の安全対策

老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策を検討し、ガイドラインを示す。

自然災害に復旧・復興工事対策

近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

6. 健康確保・職業性疾病対策

①メンタルヘルス対策

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。

②過重労働対策

平成23年と比較して、平成29年までに過重労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。

③化学物質による健康障害防止対策

職場における化学物質管理の推進のため、平成29年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。

④腰痛予防対策

平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上の死傷者数の数を10%以上減少させる。

⑤熱中症予防対策

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上の労働災害の死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%減少させる。

⑥受動喫煙防止対策

平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下とする。

7. 業種横断的な取り組み

①リスクアセスメントの普及促進のため以下について取り組む

- (1) 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全マネジメントシステムの導入促進
- (2) 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
- (3) 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

②高年齢労働者対策

- (1) 身体機能低下に伴う労働災害防止の取り組み
- (2) 基礎疾患等に関連する労働災害防止

体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設業について、建設業労働災害防止協会と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。

8. 非正規労働者対策

- (1) 非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握と対策の検討
- (2) 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

9. 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協同による労働災害防止の取り組み

①専門家と労働災害防止団体の活用

- (1) 安全衛生分野の専門家の育成と活用
- (2) 労働災害防止団体活動の活性化

②業界団体との連携による実効性の確保

③安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

- (1) 産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用
- (2) 事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

10. 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

①経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

②労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

- (1) 労働環境水準の指標化
- (2) 労働環境水準の高い業界や企業の積極的公表

③重大な労働災害を発生させながら改善が見られない企業への対応

法令違反により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、一定の

基準を設け、着実に労働環境の改善を図らせるため、企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを含めて検討する。

④労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

- (1) 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
- (2) 国民全体の安全・健康意識の高揚

1 1. 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

①労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進

- (1) 労働安全衛生研究所との一体的取り組み
- (2) 安全衛生関連研究の復興

②国際動向を踏まえた施策推進

1 2. 発注者、製造者、施設等の管理者による取り組み強化

①発注者等による安全衛生への取り組み強化

- (1) 発注者等による安全衛生への取り組み強化
- (2) 荷主による取り組みの強化
- (3) 建設工事発注者に対する要請

②製造段階での機械の安全対策の強化

- (1) 機械対策防止対策の推進
- (2) 機械の本質安全化の促進
- (3) 機械災害の公表制度の導入
- (4) 機械等の技術基準の見直し

③労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

1 3. 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

①東日本大震災の復旧・復興工事対策

- (1) 復旧・復興工事の労働災害防止
- (2) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

②原子力発電所事故対応

- (1) 原発事故対応の体制整備
- (2) 原発事故対応作業と除染作業での放射線障害防止対策等